

加工・業務用野菜生産基盤強化事業 について(平成26年度～28年度採択)

※1 平成29年度政府予算原案をベースに、現時点での運用の見直しの考え方について整理したものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等に変更があり得ます。(4月1日時点)

※2 本資料の最新版は、(独)農畜産業振興機構(以下「機構」)のホームページに掲載されているので、事業内容の確認、公募の検討をなされる際には、必ず、機構のホームページをご確認ください。

平成29年4月
農林水産省

①事業概要

「青字」は、運用の変更ではないが、特に強調したい箇所です。

- 本事業は、**産地要件を満たす産地**のうち、機械化の推進など**生産・流通の構造改革の取組**と土層改良など**作柄安定のための取組**を一体的に行い、**対象契約に従って長期的かつ安定的に出荷**を行う産地を対象に、**定額の面積払**により支援する事業。

対象品目

えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、スイートコーン、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、レタス
(応募に当たっては、個々の品目ごとに事業実施計画を作成。)

取組期間

1計画当たり、**3年間**
(本事業自体は平成30年度までの予定。公募は28年度までの予定であるが、予算の状況により変更があり得る。)

事業実施主体

農協連合会(要件あり)、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

助成単価

事業対象面積当たり、
7万円/10a(1年目)、**5万円/10a**(2年目)、**3万円/10a**(3年目) ※年度毎に交付。

事業対象面積

加工・業務用の契約に基づく栽培面積のうち、**作柄安定のための取組等を行う面積**(1年目の面積が上限)
※ 数量契約の場合は、契約数量を単収で割り戻した面積

②事業要件

産地要件

・面積要件:事業対象面積10ha以上

・戸数要件:事業参加農家5戸以上

※農地所有適格法人等の場合、定款等に記載された構成員(出資者)5戸以上

生産・流通の構造改革の取組(3年間)

以下の取組を事業対象面積全域で**毎年全て**実施

- ✓ 加工・業務用ほ場の設定
- ✓ 実需者との一定期間の事前契約の締結
- ✓ 実需者ニーズに即した生産・出荷
- ✓ 生産コストの低減
- ✓ 流通コストの低減
- ✓ トレーサビリティシステム等の導入

作柄安定のための取組(3年間)

以下の取組を事業対象面積全域で3年間計画的に実施(**1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上**の項目を実施)

- ✓ 土層改良・排水対策
- ✓ 病虫害防除・連作障害回避対策
- ✓ 地温安定・保水・風害対策
- ✓ 土壌改良資材施用

対象契約(5年間)

加工・業務用の事業者との間で締結する次の条件を満たす契約

- ✓ 契約書等により、事前(出荷前まで)に契約を締結
- ✓ 契約期間、契約数量(面積契約の場合は当該面積)等を記載したもの
- ✓ 契約相手が中間事業者の場合、実需者を含めた3者契約
- ✓ 契約数量を大幅に増加(新規の場合を含む)する場合、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないこと。

売れる見込みのないものは対象になりません。

→ **需要に応じた
計画生産を!!**

③生産・流通の構造改革の取組(例)

	対策	事例	備考
1	加工・業務用ほ場の設定		契約書等により、加工・業務用への出荷が明らかなこと。 当該出荷数量より対象面積を算定する。(面積契約を含む。) 事業対象ほ場を特定し、当該ほ場において、住所等(ほ場を特定できる情報)、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示すること。 (表示標等の設置)
	<p>ほ場での栽培、構造改革の取組及び作柄安定のための取組の開始から終了まで掲示しておく必要があります。(写真で記録して下さい。)</p>		
2	実需者との一定期間の事前契約の締結		(別紙)
3	実需者ニーズに即した生産・出荷 ※	加工用品種の導入	国、県の加工用推奨品種、種苗会社のカタログに加工向けとして記載されているもの、及び契約書により指定されている品種。
		加工用栽培技術の導入	施設園芸協会作成の加工用栽培マニュアル掲載等の技術の導入。
		出荷規格の見直し	加工向け出荷規格の設定、サイズ選別の有無。
4	生産コストの低減	収穫機の導入	
		自動調製機の導入	葉切り、根切り等をいう。選別機本体に限る。
		直播栽培の導入	えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、たまねぎ、ねぎ、レタスに限る。
		播種機・定植機の導入	
5	流通コスト(出荷コストを含む)の低減	大型コンテナの導入	生鮮用出荷形態と異なるものを導入。
		通い容器の利用	実需者からのリース及びレンタルを含む。
6	トレーサビリティシステム等の導入		構成員単位で生産地等を特定できるものを言う。

取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

※ 実需者が従来品種・生産法を求めているのであれば、要件を満たすものとする。
 ※ 一つの取組内容が複数の対策に合致する場合、いずれか一つの対策に計上できる。(作柄安定のための取組においても同じ。)

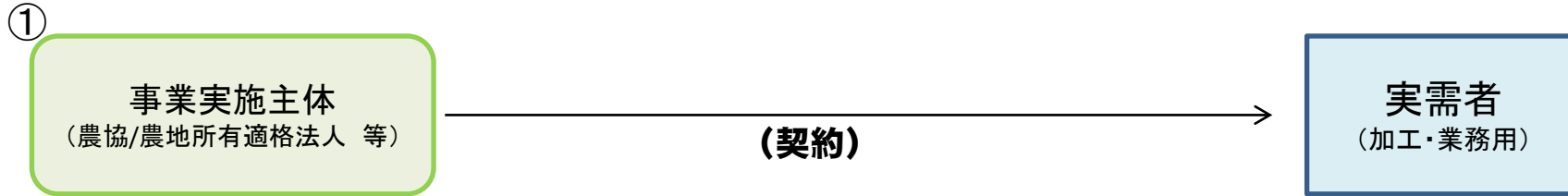
④作柄安定のための取組(例)

取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

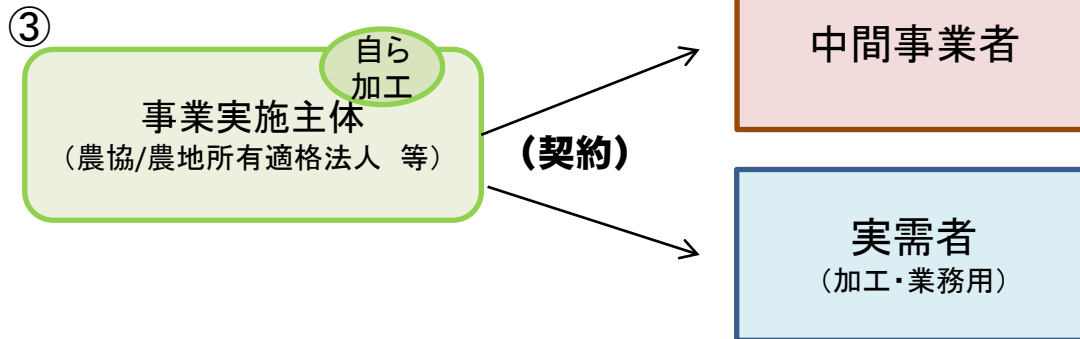
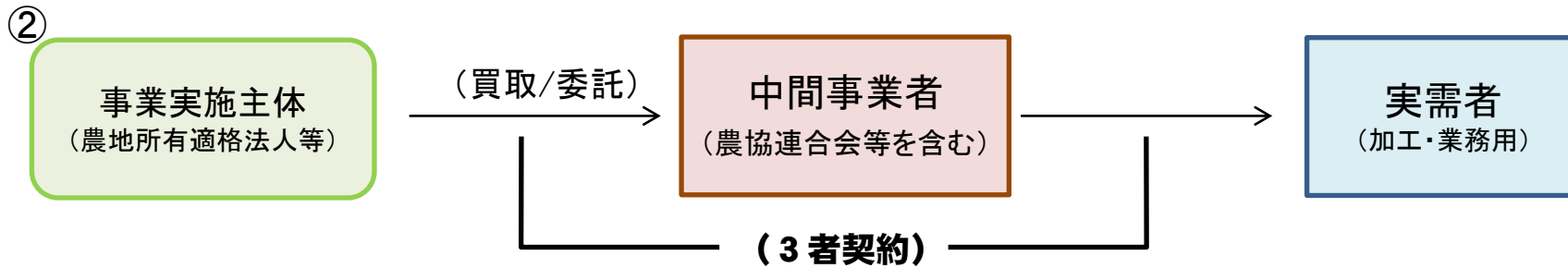
	対策	事例	備考
1	土層改良・排水対策 排水性向上などほ場条件の改善に有効な対策 (4に含まれるものを除く)	天地返し	機械・人力によるもの。自主施工を含む(機械の購入のみは不可。)
		心土破砕	
		プラウ耕	
		石れき除去	
		暗きよ・明きよ施工	改修又は補修を行う場合も含む。
		客土	
		均平、傾斜均平	対象野菜のために行う場合
		高畝栽培	
2	病害虫防除・連作障害回避対策 病害虫防除や生育初期の生育促進等に有効な資機材の導入	土壌消毒剤	通常の営農行為で用いる農薬は含まない。
		種子・苗の消毒剤	
		微生物資材	
		発根・活着促進剤	
		忌避灯等	防虫ネットを含む。
		電撃殺虫機等	捕虫機、捕虫シートを含む。
		輪作体系等※	病害虫防除に資するもの
3	地温安定・保水・風害対策 高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制などに有効な資機材の導入	不織布	べたがけに用いるもの
		ダブルマルチ等	黒マルチ、白マルチを含む。
		寒冷紗	遮光ネットを含む。
		かん水パイプ等	かん水チューブを含む。
		スプリンクラー等	立ち上がり部分まで導入している場合。リールマシンを含む(機械の購入のみは不可。)
		FOEASシステム	改修又は補修を行う場合も含む。(施設の購入のみは不可。)
		防風ネット	
4	土壌改良資材施用 土壌の排水性、保水性の回復、出荷量回復・安定等に有効な資材の導入	たい肥	土壌診断等に基づく場合。
		その他土壌改良資材	鉄鋼スラグ等
		輪作体系等※	2の目的以外のもの。なお、地力増進作物を含む。

※ 輪作体系等については、いずれか1つの区分のみ計上できるものとする。ただし、それぞれの目的で異なる作物を導入する場合は、それぞれの区分で計上できる。

⑤対象契約について ※ 出荷前までに契約を締結する必要があります。



※中間事業者がカット等加工を行っていれば、①の類型に当てはまり、中間事業者＝実需者との2者契約でよい。



※事業実施主体が自ら加工を行っていれば、契約相手が中間事業者であっても2者契約でよい。

(契約書(契約内容確認書)の記載内容)

- **品目名**(品種が指定されている場合は品種名も)
(自ら加工を行う場合は加工形態も)
- **契約期間**(**複数年契約を推奨**)
- **契約数量** 又は **契約面積**
※自ら加工を行う場合は加工品の数量として記載
- **契約を増加する理由**
(該当する場合に記載。誓約書等でも可)

〔 輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではない必要があります。 〕

⑥成果目標

次の指標から一つ選択して**5年後**の目標を設定。

- 単収の向上 現状(新規**生産**の場合は、全国又は都道府県の現状)に比べ、+ 10%以上 向上
- 生産又は流通コストの削減 現状(新規**生産**の場合は、全国又は都道府県の現状)に比べ、▲ 10%以上 削減
- 契約数量の増加 現状(新規**契約**の場合は 1 年目)に比べ、+ 10%以上 増加

契約取引について規定しているため。

■ 同一の事業実施主体が**同一品目**で2年目に作付面積を増やして応募する場合

(1) 成果目標を単収の向上とする場合(コストの削減の場合も同様)

※通常の応募



※同一の事業実施主体が2年目に作付面積を増やして応募する場合

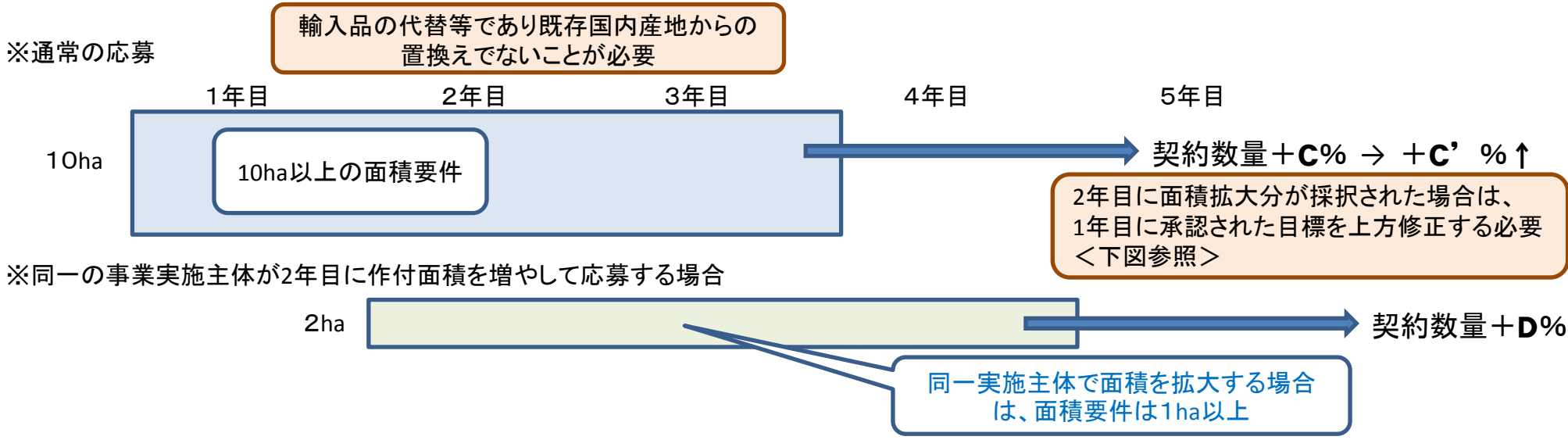


同一実施主体で面積を拡大する場合は、面積要件は1ha以上

加えて、同一地域において行われる場合に
限ります。(該当しない場合は、10ha以上です。)

⑥成果目標

■ 成果目標を「契約数量の増加」とする場合の注意点



■ 3年目に作付面積を増やして応募する際の現行計画の目標の上方修正のイメージ(参考)

※平成26年度採択の事業実施計画について、平成28年度に追加で応募する場合の例

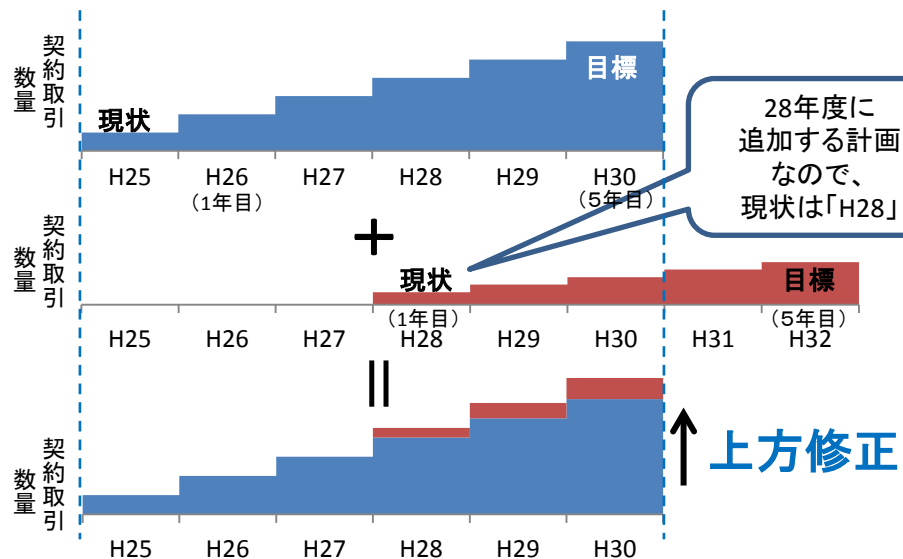
追加応募時に提出する現行計画の変更案は、追加応募の採択時に変更計画も承認されたものとみなします。

※ 現行計画(変更)については、上方修正した目標値に従って進捗管理をすることとなります。

現行計画

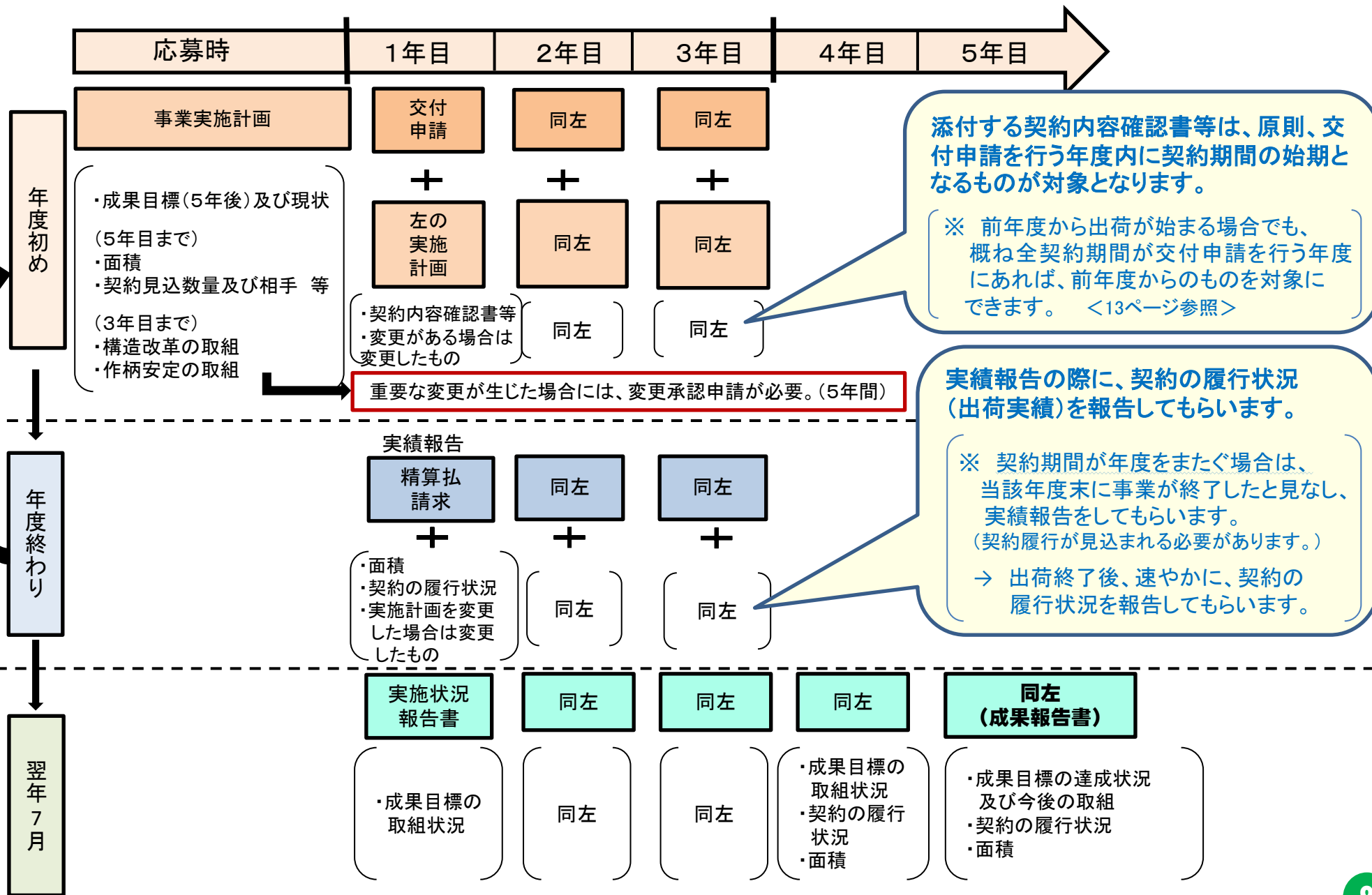
追加計画(申請)

現行計画の変更
(応募書類の一部)



⑦ 主な手続き

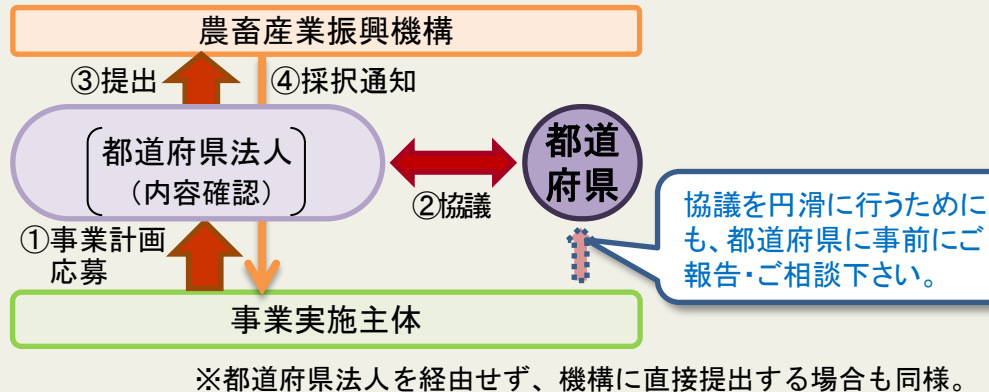
※ 現に承認された事業実施計画は効力を有しています。(変更しなくても新たな要領の下事業を実施できます。)



⑧事業スキーム

※都道府県ごとに事業実施計画(応募資料)の提出先等が異なりますので、機構HP等をよくご確認ください。

1. 事業実施計画の応募関係



事業実施主体

- 要領に即して適切な計画を作成し、計画に即し、継続的・安定的に事業を実施していただきます。取組期間(3年間)終了後も、安定出荷をお願いします。また、機構の指示等を遵守して下さい。

都道府県法人

- 事業実施主体から提出された書類が適当か、計画通り実施されているか等を確認し、機構に提出して下さい。また、都道府県との情報共有をお願いします。

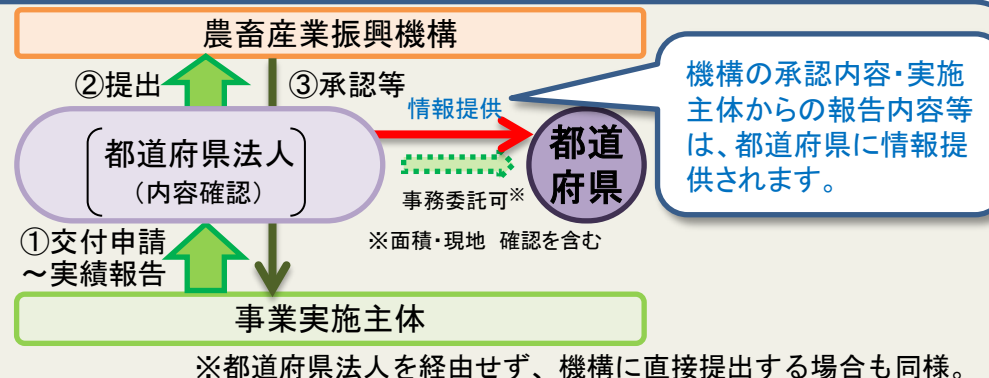
都道府県

- 事業実施計画の協議を受けることに加え、都道府県法人(又は機構)ではできない確認事務等の一部を受託するなど、本事業へのご協力をお願いします。また、事前に事業実施主体からご相談があれば、よろしくご対応をお願いします。

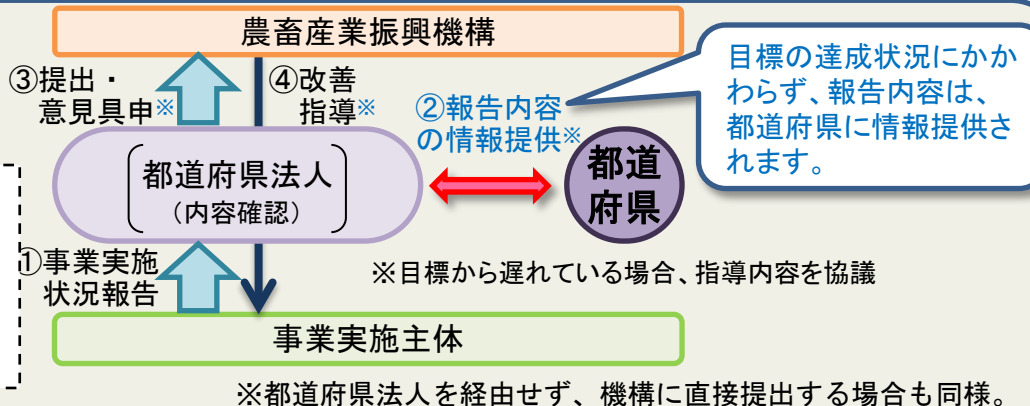
農畜産業振興機構

- 申請に基づき、事業実施主体に、直接補助金を交付します。(都道府県法人の事務費も同様です。)

2. 毎年の交付手続き等



3. 事業実施状況報告手続き(成果報告含む)



※1～4年目の取組による達成状況は「事業実施状況報告書」、5年目は「成果報告書」

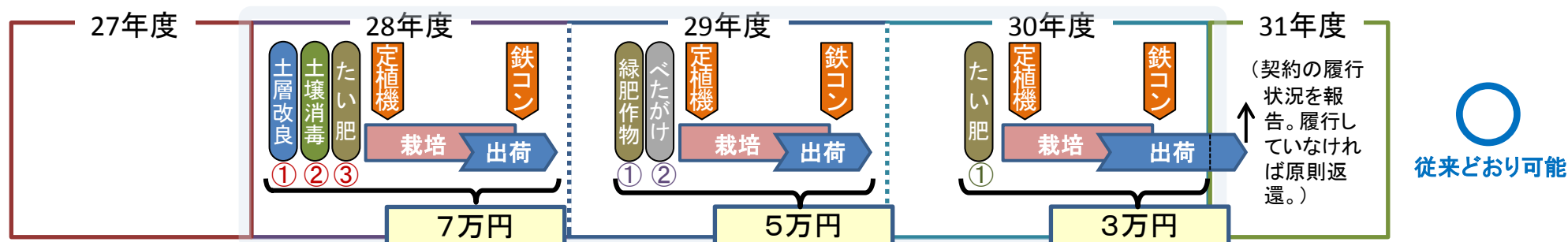
⑨ 構造改革の取組・作柄安定のための取組の実施時期と交付時期の考え方

一 同一ほ場で連作する場合①

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

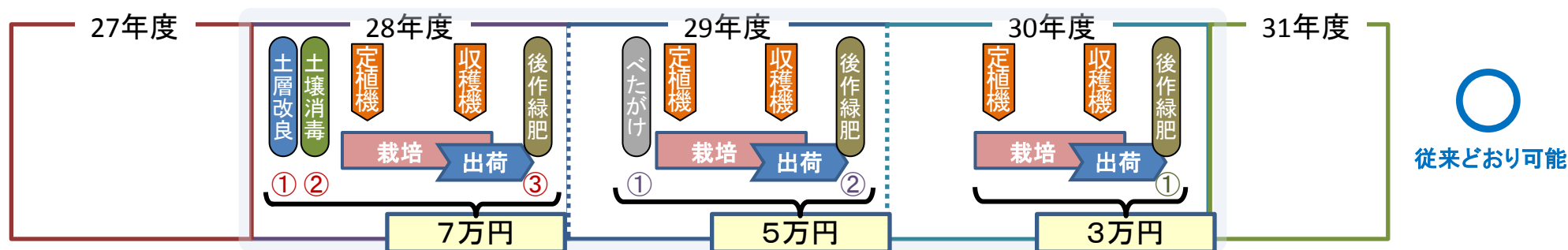
(a) すべての取組と栽培が同一年度で、当該年産の事前準備として作柄安定のための取組が行われる場合（基本形）

… 契約期間終了後、実績を確定し支払い。（契約期間が年度をまたぐ場合、年度末で実績を確定し、契約期間終了後契約履行状況を報告。）



(b) 一部又は全部の作柄安定のための取組が、後作として行われる場合

… 作柄安定のための取組の終了後、実績を確定し支払い。（当該取組が年度を越す場合は、取組の実績が確定できず支払できない。）



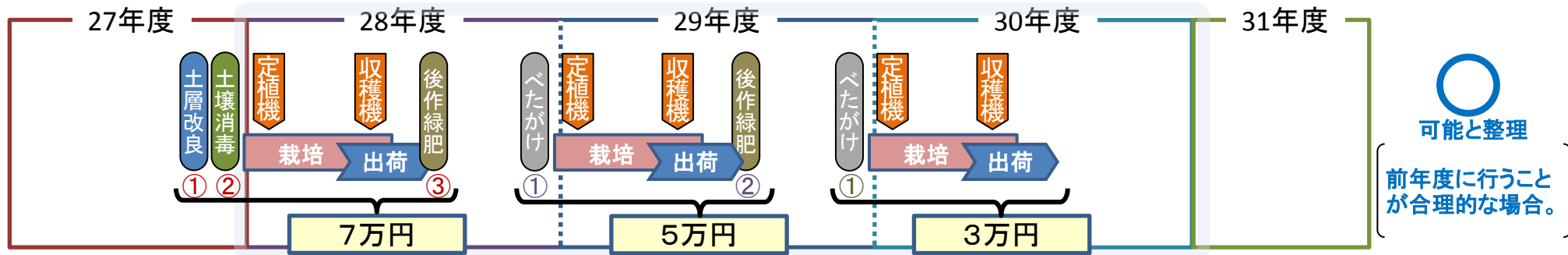
⑨構造改革の取組・作柄安定のための取組の実施時期と交付時期の考え方

ー 同一ほ場で連作する場合②

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

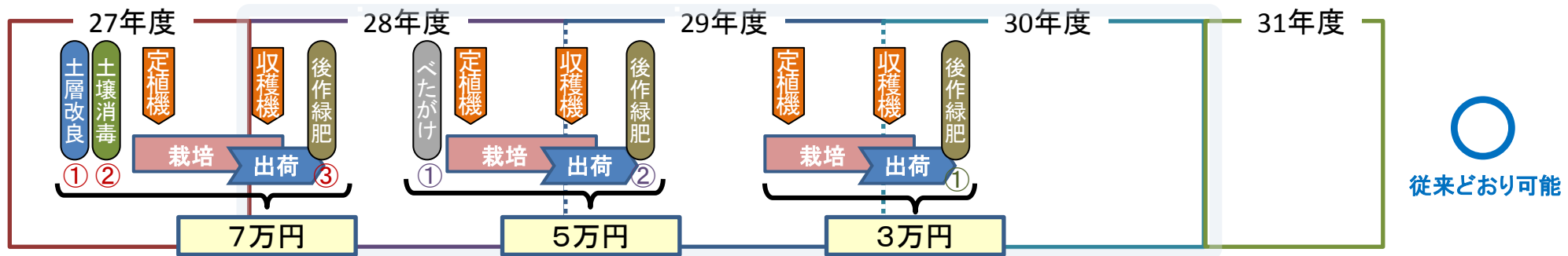
(c) 一部又は全部の作柄安定のための取組が、出荷を行う年度の前年度に行われる場合

… 作柄安定のための取組及び契約期間終了後実績を確定し支払い。



(d) 前年度から出荷が始まるが、概ね全契約期間が交付申請を行う年度にある場合

… 契約期間が前年度からのものを対象にでき、年度当初には、交付申請をしていただきます。
(cのとおり、作柄安定のための取組も前年度のものも対象となります。)



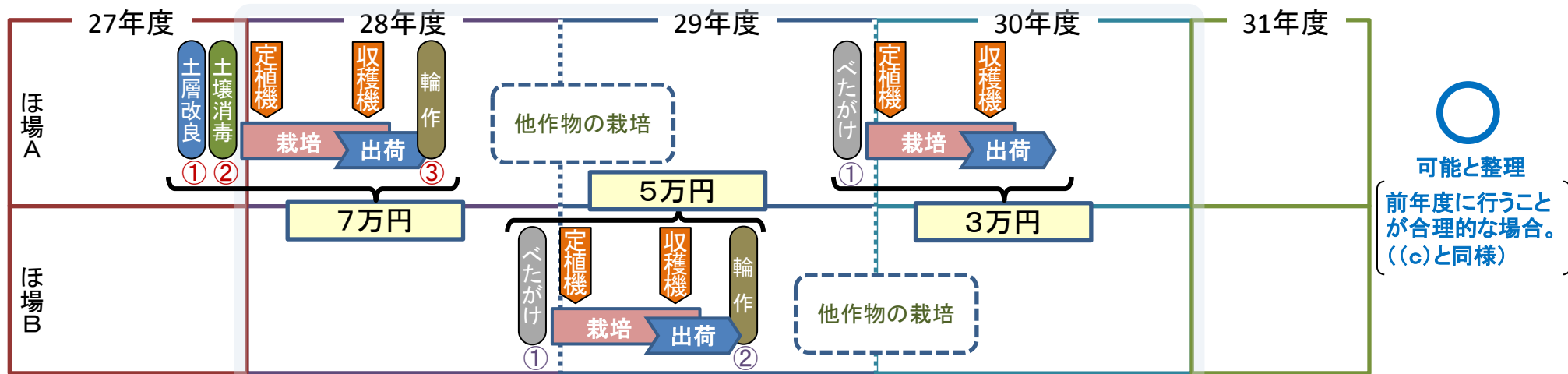
⑨ 構造改革の取組・作柄安定のための取組の実施時期と交付時期の考え方

一 輪作を行っていることにより、対象野菜を栽培するほ場が、助成対象期間中移動する場合

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

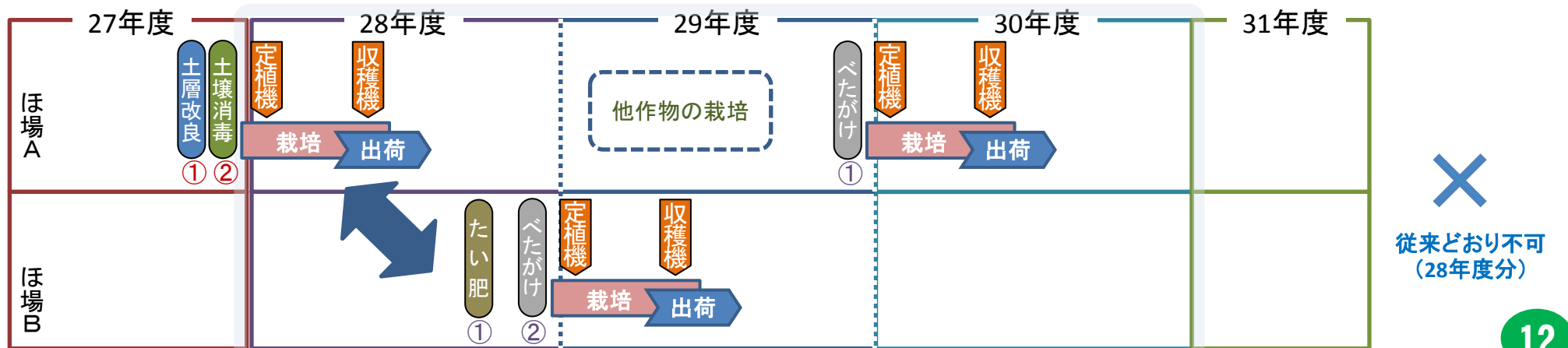
(e) 対象野菜を栽培・出荷するほ場で、作柄安定の取組を行う場合

… 作柄安定のための取組及び契約期間終了後実績を確定し支払い(補助金の対象となるほ場は出荷が行われるほ場)。



(f) 対象野菜を栽培・出荷するほ場と異なるほ場で、作柄安定の取組を行う場合

… 下記の場合、「たい肥」は、他の取組が行われ出荷するほ場と同一のほ場(A)で行われず、28年度に交付を受けられない。(ほ場Bにおいて、べたがけとともに、29年度に交付を受けるための取組としてはカウント可(28年度に3つの取組を行っている場合に限り)。)



⑩補助金返還等の考え方

